

《保護者が茨城県内在住で、県外の学校へ通っている皆様へ》

茨城県私立高等学校等奨学給付金制度について（返済不要）

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低・中所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

※ 新入生への前倒し給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- 生活保護（生業扶助）世帯、又は道府県民税及び市町村民税の所得割額（以下、住民税所得割額という。）が非課税、もしくは182,500円未満の世帯。
- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、高校生等新修学支援金のいずれかの受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
 - ※ 茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。
- 平成26年4月1日以降に対象となる高等学校等に入学し、在籍、就学している者であること。

3. 給付額（生徒1人あたり年額）

【私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒】

① 生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円
② 住民税所得割額 非課税の世帯	152,000円
③ 住民税所得割額 105,500円未満の世帯（②を除く）	50,670円
④ 住民税所得割額 182,500円未満世帯（②、③を除く）	38,000円

【私立の通信制高等学校等の在籍生徒】

① 生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円
② 住民税所得割額 非課税の世帯	52,100円
③ 住民税所得割額 105,500円未満の世帯（②を除く）	17,370円
④ 住民税所得割額 182,500円未満世帯（②、③を除く）	13,030円

※ 国籍が日本国以外で、所定の在留資格を満たさない生徒については、①、②のみ支給対象となります。また、令和8年4月1日以降に入学し、在留資格が「特定活動」、「留学」等の生徒は、支給対象外となります。

※ 詳細は、対象者及び給付額等確認シート【通常給付】（県外学校用）を確認

※ 新入生への前倒し給付を受給された世帯は、上記の額から前倒し給付分の額を減じた額が支給されます。

4. 申請方法

別添、対象者及び給付額等確認シート【通常給付】（県外学校用）で、どのケースに該当するかを確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県教育委員会のホームページからダウンロードしていただくか、以下の問い合わせ先までお申し出ください。

◆茨城県教育委員会 > 学校教育 > 私立学校 > 私立高等学校等の生徒に対する就学支援
> 奨学のための給付金

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/private-schools/school-attendance-support/benefits/>

5. 申請期限

令和8年8月21日（金）（必着）

※ 期限内に間に合わない場合は、以下の問い合わせ先までご相談ください。

6. 給付時期

令和8年11月頃（予定）

【申請書等提出先・問い合わせ先】 平日 9:00～17:00

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部私学振興室 TEL 029-301-2249